

学校感染症の種類と出席停止期間の基準

<感染症の種類>……学校保健安全法施行規則第18条

R5. 5. 8

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、指定感染症、新感染症
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 <u>その他の感染症</u>

<出席停止期間の基準>

疾 病		学校保健安全法施行規則 第19条での取扱い
第一種		治癒するまで。
第二種	インフルエンザ	発熱した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（ただし幼児（幼稚園児）においては3日）を経過するまで。
	百日咳様疾患	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん	発しんが消失するまで。
	水痘	すべての発しんが、か皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状消退後2日を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症	有症状の場合、発熱した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。無症状の場合、検体採取日から5日を経過するまで。 ※注1
	結核	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで。
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において、感染の恐れがないと認めるまで。
「その他の感染症のうち の主なもの」	溶連菌感染症	
	手足口病 ※注2	
	伝染性紅斑（りんご病） ※注2	
	ヘルパンギーナ	
	マイコプラズマ感染症	
	感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	
	RSウイルス感染症	
	突発性発しん	
	伝染性膿かしん（とびひ） ※注3	

※注1 症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※注2 発しんが残っているためだけの理由で登校が禁止されることはありません。

※注3 接触することにより感染します。登校が許可されてもプール、水遊びは治るまで控えてください。
その他の感染症についても主治医にご相談ください。